

1. 件名：特定兼用キャスクの型式証明に係る申請前確認事項について
2. 日時：令和3年1月21日 16時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議室（一部 Web 会議システムを利用）
4. 出席者（※・・Web 会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部

原子力規制企画課

鈴木係長

審査グループ実用炉審査部門

中野上席安全審査官、松野上席安全審査官、佐藤係長

Gesellschaft für Nuklear-Service mbH※

イェンス・シュローダー チーフ・テクニカル・オフィサー 他6名

原燃輸送株式会社※

遠藤 淳一 取締役設計・開発部長 他3名

伊藤忠商事株式会社※

金光 義崇 原子燃料課長 他3名

5. 要旨

○Gesellschaft für Nuklear-Service mbH（以下「GNS」という。）、原燃輸送株式会社（以下「原燃輸送」という。）及び伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠」という。）から、今後日本において特定兼用キャスクの型式証明及び型式指定の申請を行うにあたっての事務上の確認事項について、資料に基づき説明及び質問があった（資料9ページ6.の質問については、本面談前に事業者自身で確認がとれたため取り下げられた）。

○原子力規制庁から、以下回答及び質問を行った。

- 新型コロナウイルス感染症の流行収束後も Web 会議システムによる審査会合やヒアリング等の実施は継続する予定である。
- 審査会合への申請者以外の事業者の参加及び発言は、円滑なコミュニケーションのためのサポートであれば許容されると思うが、申請内容の説明責任は一義的に申請者にあるため、審査会合の具体的な実施方法については庁内で確認し改めて回答する。また、上記の理由から、資料中に記載されているような「申請支援」といった立ち位置で原燃輸送や伊藤忠が参画することは適切ではない（GNS がこれら企業から技術面や日本国内の法令及び手続に係るサポートを受けることを妨げるものではない）。
- 申請書上、申請者の社名、住所、社長名をアルファベットで記載することに支障はない。申請書の技術的な内容を英語で記載することも法令上妨げられるものではないが、（日本語で記載した場合に比べ）審査に必要となるリソースは多くなると思われる。

- 三菱重工業株式会社及び日立 GE 株式会社の申請内容の過不足については、現在まだ審査中であるため回答は困難。これら事業者の審査対応について、原子力規制委員会ホームページにおいて公開している情報等を基に参考にすることは妨げない。
 - 原子力規制庁の窓口については、庁内で整理した上で、改めて連絡する。
 - 面談やヒアリングの調整については、連絡する窓口を通して実施する。
 - 原子力規制庁からの質問やコメントについては、原則公開の審査会合の場でやり取りをすることになる。また、審査会合に先立ち、細かな事実確認等のためのヒアリングを実施することになる。
 - 資料は、核物質防護情報や商業機密に属する情報情報公開法に則り適切にマスキング処理を行った上で、原則公開することになる。
 - 型式証明について、2021年2月末申請予定、同年11月に処分希望としているが、審査に係るスケジュールについては現時点で確たる見通しをたてることは困難。
 - 申請主体について、GNS 本社ではなく、今後設立予定としている日本法人にする可能性はないのか？
 - GNS は日本国内における輸送用キャスクの申請実績はあるのか？また、特定兼用キャスクについては特定機器としての型式証明等とは別に外運搬規則への適合性の確認も必要になるが、認識しているか？
- GNS、原燃輸送及び伊藤忠から、以下回答がなされた。
- 回答については了承。
 - 申請主体については、品質保証上の観点から、GNS 本社とすることを考えている。
 - 日本国内における GNS の輸送用キャスクの申請実績はまだない。外運搬規則への適合性の確認も必要になることは認識している。

6. 提出資料：

1. 特定兼用キャスクの型式証明に係る申請前確認事項について

以上